

# 関上ヨットハーバー 利用料金表 (JSAF会員用)

NPO法人 海族DMC  
令和6年4月1日 改定

<b>ご注意</b>	※ 金額は全て税込です。 ※ 「年額」に該当する期間は、利用申込み日からその年度の3月31日までとします。 ※ 「月額」に該当する期間は、利用開始日から1ヶ月間（翌月の同日）までとします。 ※ 年度及び月途中の利用については、利用料金が異なることがありますので事前にご相談ください。
------------	--

※金額は全て税込

区分 1	区分 2	年額	月額	日額
ディンギー (オブティミスト以外)	社会人	40,000	6,000	600
	大学	26,000	3,900	390
	高校	20,000	3,000	300
	ジュニア	20,000	3,000	300
OP等 (オブティミスト級等)	社会人	20,000	3,000	300
	大学	-	-	-
	高校	-	-	-
	ジュニア	10,000	1,500	150
レスキュー等	社会人	20,000	3,000	300
	大学	13,000	1,950	200
	高校	10,000	1,500	150
	ジュニア	10,000	1,500	150
事務所1F 備品保管庫 (㎡あたり)	社会人	4,000	-	-
	大学	2,600	-	-
	高校	2,000	-	-
	ジュニア	2,000	-	-

区分 1	区分 2	全日	午前	午後	左記時間外 利用料金
		9:00-18:00	9:00-12:00	12:00-18:00	1時間/円
研修室・監視室 利用料金	一般	2,000	750	1,250	250
	大学	1,300	490	820	250
	高校	1,000	380	630	250
	ジュニア	1,000	380	630	250

## 利用料金の減免措置について

※上記料金表は減免1を適用した料金を表記しております。

※減免2及び3については利用方法が適用要件に合致した場合に適用します。

### ● 減免1 青少年の健全なスポーツ振興を目的として指定管理者が独自に定めるもの

利用料金を減免する団体	減免の割合
大学等に所属する団体及び個人	35%
高等学校等に所属する団体及び個人	50%
ジュニアヨットクラブ等の団体	50%

※ただし、減免率を乗じた後の利用料金について10円未満の端数がある場合は切り上げとする。

### ● 減免2 宮城県が定める条例によるもの

利用料金を減免する項目	減免の割合
国又は地方公共団体が主催して使用するとき	80%
中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が総合体育大会のために使用するとき	90%
教育委員会が主催してスポーツに関することに使用するとき	100%
県が国民体育大会及び県民体育大会のために使用するとき	100%
国際競技大会及び国民体育大会に参加する県内の選手の強化のため、責任者の監督の下に使用するとき	100%

※ただし、減免率を乗じた後の利用料金について10円未満の端数がある場合は切り上げとする。

### ● 減免3 減免1及び減免2に基づくほか、知事と指定管理者が協議し、必要と認められた場合は利用料金を免除することができる。